

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 介護等職員諸手当支給細則

(目的)

第1条 この細則は、木津川市社会福祉協議会介護等職員給与規程第14条の規定に基づき、諸手当の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(扶養手当)

第2条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して、毎月支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。ただし、官公庁その他から扶養手当に相当する手当での支給を受けている者及び所得税法で扶養親族として認められる所得額以上の所得のある者は除く。

(1) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定に係わらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族として要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員になった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係わるもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は扶養手当を受けている職員にさらに第4項第1号に掲げる事実が生じた場合における、扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものが配偶者のない職員となった場合における当該親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（通勤手当）

第3条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担する常例とする職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月額で除して得た額（以下「1箇月あたりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月あたりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員の通勤距離に応じて、下記のとおり支給する。

距離区分	支給額
0～2 Km 未満	0円
2～5 Km 未満	2,000円
5～10 Km 未満	4,200円
10～15 Km 未満	7,300円
15～20 Km 未満	10,400円
20 Km 以上	13,500円

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当に

あつては、1 か月) をいう。

- 6 前各項に既定するもののほか通勤の実績の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

(時間外勤務手当)

第4条 正職員就業規則第13条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 正職員就業規則第13条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務(就業規則第22条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1か月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

第5条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び地域手当と職務手当と資格手当と調整手当の月額の合計額に12を乗じ、4月1日を基準日とし、その額を1年間の所定勤務時間数で除した額とする。なお、調整手当に伴う時間外手当については処遇改善による予算の範囲内とする。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受ける給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に6月に支給する場合においては、100分の126.25、12月に支給する場合にあつては、100分の126.25を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 6か月 | 100分の100 |
| (2) | 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) | 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) | 3か月未満 | 100分の30 |

- 3 第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給退職者
- (2) 停職者
- (3) 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間のない職員

(勤勉手当)

第7条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受ける給料の月額並びにこれらに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に6月に支給する場合においては、100分の106.25、12月に支給する場合にあつては、100分の106.25を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)	6か月	100分の100
(2)	5か月15日以上6か月未満	100分の95
(3)	5か月以上5か月15日未満	100分の90
(4)	4か月15日以上5か月未満	100分の80
(5)	4か月以上4か月15日未満	100分の70
(6)	3か月15日以上4か月未満	100分の60
(7)	3か月以上3か月15日未満	100分の50
(8)	2か月15日以上3か月未満	100分の40
(9)	2か月以上2か月15日未満	100分の30
(10)	1か月15日以上2か月未満	100分の20
(11)	1か月以上1か月15日未満	100分の15
(12)	15日以上1か月未満	100分の10
(13)	15日未満	100分の5
(14)	0日	0

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。ただし、勤勉手当の額は、介護保険事業所の経営状況により支給割合を変更することがある。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、課長、課長補佐に対し、予算の範囲内において毎月支給する。

2 管理職手当の額は、給料月額に100分の8を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら住居するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料含む。以下同じ）を支払っている職員

(2) その所有に係わる住宅に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員：次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額に2,000円を加算した額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員：家賃の月額12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員：家賃

の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額ハ月額55,000円以上の家賃を支払っている職員:27,000円

（地域手当）

第10条 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の8を乗じて得た額とする。

（休日勤務手当）

第11条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 祝日法による休日等及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務期間中、勤務した全時間に対して勤務1時間につき第5条に規定する1時間当たりの給与額の100分の125から100分150の範囲内で休日勤務手当として支給する。

ただし、代休を与えられた職員については、この限りでない。

（職務手当）

第12条 職務手当は、職務の特殊性に基づき、次の各号に掲げる介護等職員に対し、処遇改善の予算の範囲内において支給する。

ただし、兼務する職員については併給はしないこととする。

- (1) 訪問介護事業所管理者
- (2) 訪問介護サービス提供責任者
- (3) 訪問入浴事業所管理者
- (4) 通所介護事業所管理者
- (5) 居宅介護支援事業所管理者
- (6) 介護予防支援事業所管理者

2 新たに前項各号の地位となった者及び異動によりその地位に変更があった者にあつては、その日の属する月から支給を開始又は支給額を改定する。

3 現に職務手当を受けている者が、第1項の要件を欠くに至った場合には、その日の属する月をもって支給を終える。

4 職務手当の額は、別表第2に定める額とする。

（資格手当）

第13条 資格手当は、介護等業務に関連する国家資格等を保持する介護等職員でかつその業務に従事する介護等職員に対し、その国家資格等の専門性に基づき、処遇改善による予算の範囲内において支給する。

2 二つ以上の国家資格等を保持する介護等職員においては、併給しない。この場合、上位の金額で、定められた資格手当を支給する。

3 新たに介護等業務に関連する国家資格等を保持することとなった者にあつては、その日の属する月から支給を開始又は支給額を改定する。

4 現に資格手当を受けている者が、第1項の要件を欠くに至った場合には、その日の属する月をもって支給を終える。

5 資格手当の額は、別表第3に定める額とする。

(特別手当一時金)

第14条 特別手当一時金は、介護等職員でかつその業務に従事する介護等職員に対し、処遇改善により年1回支給する。(別表第4)

(特別手当調整金)

第15条 特別手当調整金は、介護職員でかつその業務に従事する介護等職員に対し、処遇改善により支給する。

(適用の範囲)

第16条 この介護等職員諸手当支給細則の第2条、第6条、第7条、第9条、第10条に定める手当の適用の範囲は正職員のみとする。

(補則)

第17条 この諸手当支給細則を改正しようとするときは、理事会に図って会長が定める。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

ただし、処遇改善による第14条の適用については、平成24年4月から平成26年3月までとする。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成27年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

ただし、第13条及び第14条の改正規定については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第15条の特別手当一時金については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成30年12月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第14条調整手当に関する条文の削除については、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和元年12月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和3年12月22日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和4年12月23日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和5年12月18日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和6年12月20日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和7年12月22日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和8年4月1日から施行する。

(新)

別表第1

職 務 手 当	
職 務 区 分	支 給 額
訪問介護事業所管理者	月額 15,000円
訪問入浴介護事業所管理者	月額 15,000円
通所介護事業所管理者	月額 15,000円
居宅介護支援事業所管理者	月額 15,000円
介護予防支援事業所管理者	月額 15,000円
訪問介護員サービス提供責任者	月額 6,000円

別表第2

資 格 手 当	
職 務 区 分	支 給 額
社会福祉士	月額 3,000円
保健師	月額 3,000円
看護師 正看	月額 2,000円
准看	月額 1,000円
介護福祉士	月額 3,000円
主任介護支援専門員	月額 3,000円
介護支援専門員	月額 2,000円
訪問介護員	月額 2,000円
介護職員基礎研修	月額 2,000円

別表第3

特 別 手 当 一 時 金	
職 務 区 分	支 給 額
介護保険事業所常勤職員	年1回 20,000円～150,000円